

議案第十号

港区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

港区公害健康被害認定審査会条例（昭和五十年港区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十五条第四項」を「第四十五条第三項」に改める。

付 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（説明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の施行による公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。